

# 生活困窮者支援制度 最新情報

## 【配信元】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111(内線 2893、2874)

FAX：03-3592-1459

E-mail：[jiritsu-model@mhlw.co.jp](mailto:jiritsu-model@mhlw.co.jp)

**No.24** (H26.6.13)

- 生活困窮者自立支援法の施行に向けた自治体首長向け説明資料の提供について
- ・ 新法の施行準備に関し福祉事務所を設置する自治体における進捗状況を確認させていただいたところ、全体的に取組が進んでいるとは言えず、特に新制度の担当部署が未決定の自治体にあつては、早急に決定し、計画的な取組を進めていただく必要があると考えています。
  - ・ また、新制度がめざす包括的な支援を実現するためには、まず庁内において法の趣旨の理解を共有し、部局横断的な体制の構築を行うことが最初の重要課題であると考えています。
  - ・ しかしながら、首長に制度を説明されていない自治体は都道府県で62%、市町村で73%に達しました。そこで今般、厚生労働省において、首長に対するご説明にご活用いただけるよう、簡易、標準的な資料を作成しましたので、別添のとおり送付します。
  - ・ 本資料につきましては、庁内の勉強会や制度の周知にも利用できるかと考えられますので、ご活用いただければと思います。

※ 本最新情報は、管内市区町村へ情報提供願います。